Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-09

自動運航船も展望した堪航能力担保法理の発展に関する研究 ー“Due Diligence”概念に着目し英国法と日本法の比較を中心とした考察ー

山本，明

(Degree)
博士（法学）
(Date of Degree)
2023-09-25
(Date of Publication)
2024-05-15
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
甲第8708号
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485892

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏　名　　山本（やまもと）　明（あきら）

学位の種類　　博士(法学)

学位授与の要件　　神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当

学位論文の題目　　自動運航船も展望した堪航能力担保法理の
発展に関する研究
－”Due Diligence ”概念に着目し英国法と日本法の比較を中心とした考察－

審　査　委　員　　主査　教　授　榊　素寛

教　授　行澤一人

日本大学教授　南　健悟

論文内容の要旨

本論文は、海商法における重要概念である堪航能力担保義務について、英国における判例法理の研究を中心として、その発展を動的に考察し、現代における自動運航船に関する議論への橋渡しを行うものである。

本論文の内容は、以下のように要約される。

序章は、本論文の概要を説明する。第一節においては、本論文におけるアプローチとして、堪航能力担保義務の意義と本論文の各章に対応する検証課題が示される。

第一章は、「堪航能力と Due Diligence の概念形成に関する考察」の題のもと、船主・運送人の堪航能力担保義務と"Due Diligence"の形成の歴史を考察するものであり、その中心となるのは英国の判例法理及び米国のハーター法以降の英米の判例法理である。第一節は、「堪航能力担保義務の概念と Due Diligence の成立」の題のもと、英国コモン・ローにおける堪航能力担保義務概念の形成過程を、文献と判例を対象として跡づける。第二節は、「ハーター法における堪航能力担保義務」のもと、米国で制定された 1893 年ハーター法において登場した Due Diligence 概念を文献と判例を対象として跡付けたうえ、その立法意図を明らかにする。第三節は、「ハーグ・ルール成立過程における Due Diligence を巡る議論」の題のもと、1924 年に成立した船荷証券統一条約（ハーグ・ルール）において Due Diligence 概念が継承されていることを示す。第四節は、「学説と小括」の題のもと、コモン・ローと大陸法における概念の比較を比較考察したうえ、堪航能力担保義務と免責条項の関係、相当の注意（Due Diligence)、Due Diligence と隠れた欠陥に関する学説の諸論点を検討する。

第二章は、「責任範囲からみた Due Diligence の発展に関する考察」の題のもと、船主・運送人の堪航能力担保義務の判例を考察するものであり、特に製造者との関係を中心とする。第一節は、「The "Muncaster Castle"号事件判決前後の判決」の題のもと、1961 年の The "Muncaster Castle"事件の前後の判例法理を検討する。同判決は、著者の関心の中心にある貴族院判決である。第二節は、「The "Muncaster Castle"以降の判例の動向」の題のもと、2020 年までの判例法理の発展を検討する。第三節は、「学説と小括」の題のもと、履行補助者の責任及び責任の時間的範囲に関する英米法と日本法の学説を検討したうえ、堪航能力担保義務の範囲に関する判例と条約・法令の時系列的推移を整理する。

第三章は、科学技術の発展に伴う堪航能力担保義務の動態的変化について時系列で考察を行う。現時点においては判例の歴史ともいうべき第 1 章・第 2 章と、現時点において将来の重要論点となることが見えている自動運航船導入後の法的問題について、技術的な前提部分の変化を踏まえた検討を行う。第一節は、「Due Diligence とハード面（船舶技術）での技術発展の関係」の題のもと、英国判例において船舶技術の発展が堪航性の基準に影響を与えているかを考察する。第二節は、「Due Diligence とソフト面での技術発展の関係」の題のもと、それぞれは独立であるハーグ・ルール等の海事条約と SOLAS 条約により強制されるに至った安全管理体制である ISM コードの関係を考察し、海図のアップデートや航海計画などが判例において堪航性の判断基準にどのように影響を与えてきたかを考察する。

第三節は、「学説と小括」の題のもと、ハード面・ソフト面における科学技術の発展と堪航能力担保義務や、ハーグ・ルールにおける堪航能力と IMO 条約等の関係に関する学説・判例考察を行うとともに、将来展望として、堪航性の拡大と航海過失の関係、科学技術の発展と自動運航船への展望等を論じる。

第四章は、「自動運航船導入による堪航能力担保義務の変化に関する考察」の題のもと、自動運航船が導入される場合の堪航能力に関する検討を行う。現時点では未確定の未来についての予想的提言を含むものであるため、可能性の広がりや論点整理が中心となる。第一節は「自動運航船への移行とその段階」の題のもと、国土交通省や国際機関によるフェーズの設定の基準分析や、技術標準化などの現状を整理する。第二節は、「自動運航船導入による堪航能力担保義務の変化」の題のもと、堪航能力を構成する船体能力、運航能力、堪貨能力について自動運航船の登場によってどのような変化が生じるかを予測し、自動運航船により特に影響を受けるのが航海能力であると整理する。第三節は、「船舶自動化にともなう『航海能力』の諸論点の考察」の題のもと、船主の堪航能力担保義務と製造者の製造物責任による責任負担の切り分けを行ったうえで、それぞれのルールと両者の関係を検討する。そのうえで、自動運航船を考えるうえで、人間の監視（monitor)・介入(intervene）という論点が重要になることを指摘し、議論が進む自動車及び航空機に関する学説・判例との対比をしつつ議論を展開する。第四節は、「自動運航船におけるフェーズごとの堪航能力担保義務」の題のもと、高度自動化船、遠隔操縦船、自律運航船のフェーズに分けて堪航能力担保義務の将来像を論じるとともに、人的不堪航と航海過失免責に関する検討を行う。第五節は、「まとめと法的課題」の題のもと、リスク負担の在り方について検討を行っており、責任制限条約と保険制度における船主と製造者の位置付けや製造物責任に関する証明責任の負担軽減等を検討する。

論文審査の結果の要旨

１．本論文全体の構成

本論文は、企業において国際海上・航空運送にかかわる実務家である著者が、海商法における伝統的かつ重要性の高い堪航能力担保義務について、伝統的な判例法理を出発点に、船舶における技術的発展を踏まえ、将来問題となることが確実視される自動運航船を想定して執筆されたものである。

海商法研究の常として、英国の判例法理のフォローをする必要があり、とりわけ堪航能力担保義務のような古典的な分野では、対象とする判例は難解かつ膨大なものとなる。他方、現代における技術の発展は、伝統的な判例の時代とは様々な点で異なる状況をもたらしており、制定法の改正以上に、伝統的な判例法理がどのように現代に適合するよう変化するかは、最新判例の研究だけで達成できるものではなく、その発展過程の全般を見ることで初め理解できるものである。加えて、法学者があくまで法律の専門家にすぎないことから生じる最大の限界は、法律の枠外の技術的な問題に対する内在的な理解を欠くまま、それを前提とする法律論の研究を行わなければならないことにある。

本論文は、伝統的な判例法理や制定法の変化、法律論の外にある技術の発展、不確実な将来予測という、研究を困難にする複数の要素を含む堪航能力担保義務に対して、実務家として有する技術的な発展に対する理解を前提としつつ、過去から現代までの全体を俯瞰し、将来に対する論点整理まで行おうとする重厚な内容である。英国の判例法理を深く理解する一方、法学研究者ではフォローすることが困難な技術的知見を踏まえた将来展望に基づく考察を行っている。その意味において、本論文は、社会人大学院生としてのアドバンテージを最大に活かしたものであって、過去から現在までの研究業績や判例法理へのアクセスを容易にしつつ、これに技術的な知見を前提とした将来展望を接続するものであり、堪航能力担保義務の研究史において重要な地位を占める業績として高く評価を受けるべきものである。

２．本論文の研究内容の特徴と特長

本論文の研究内容の要旨は上記の通りであり、伝統的な判例法理や学説のフォローという、伝統的な法学研究の手法を用いながら、著者のバックグラウンドを生かして運送に関する技術的な理解を含めた近時までの判例法理の分析から自動運航船の規律にかかる将来展望までを論じるものであり、現役で国際海上・航空運送にかかわる実務家としてのバックグラウンドを最大に活かして執筆されたものである。本論文において肯定的に評価されるべきいくつかの点を取り上げる。

第一に、原茂太一教授・志津田氏治教授らの研究以来、英国法の判例法理の発展を包括的に跡付け、分析したものは、数十年ぶりのものであり、その中では、技術的な発展等、将来の自動運航船研究に必要なアップデートが取り込まれている。アップデートされた堪

航能力担保義務の判例法理の展開へのアクセスを日本語で容易にしている点については、この論点の重要性に鑑み、学問的な貢献が高いものと考えられる。

第二に、自動運航船の堪航能力担保義務と製造物責任の関係について、これまでは自動車に関しては進んでいたものと考えられるが、船舶に関して本稿ほどに包括的に整理し、考察している研究は見られなかった。この意味において、本稿の結論的な考察部分には高い新規性が認められる。

第三に、法律家としての性格の強い法学者や弁護士にとっては、技術的な知見は所与として検討することが多く、その検討は技術者に委ねられることが大半である。本稿は、判例法理の発展や自動運航船にかかる将来展望において、著者自身の航海・航空技術の発展に関する包括的理解を前提とした検討を行っており、一般の法律家が技術の包括的理解を伴わずに展開する議論と比較したとき、著者の議論の多くは実務にも違和感なく受け入れられるものと考えられる。技術の包括的理解は、海図にかかる公法的規制の意義や、法概念であるが技術的な要素を含む good seamanship などの理解にかかる議論においては不可欠のものであり、近時の判例法理の発展の理解の正確さと将来展望の描写の説得力に直結するものである。

３．本論文になお求める点

上述の通り、本論文にはいくつもの優れた点があるとはいえ、なお求めるべき点が存在する。

第一に、最終章の検討対象において、船舶と自動車・航空機を比較して議論していること自体は適切であるとしても、自賠責を前提とした日本のシステムとの対比には、前提条件の差が大きく、審査委員一同、違和感を覚えたところである。船舶は自動車よりは航空機に近い性質を有することから、航空機に関する規律との対比を重視したり、自動車については比較対象を慎重に設定することが望ましいと考えられる。本論文が示す将来展望としての考察の中核の一つであり、現時点で本論文が参照された際に多くの人に受け入れられるためには、この点の検討はなお慎重になされる必要があろう。

第二に、コモン・ロー研究で、英国法と他のコモン・ロー諸国の判例法理をどのように整理し位置付けるかは常に悩むところであるが、英国と米国の判例法理をまとめて議論することが適切であるかについて、やや慎重な態度が望ましいかもしれない。ターニングポイントとなったハーター法は、米国法のものであり、英国はハーター法を有するわけではないため、ハーター法が影響を与えているとしても、COGSA とパラレルに扱っても大丈夫なのかは、その当否を含めてもう少し検討した上で、示したほうが判例法理の理解として適切ではないかと思われる。

第三に、一部の箇所において、法律上の概念における厳密さや、法的議論における精密さが不十分とみられるところがある。公表に向けてアップデートしていく中で全体を見直されていくべきところである。

しかしながら、これらの点は、堪航能力担保義務に関して、伝統的な判例法理・学説を

跡づけた上で不確実な将来に対してその展望を示すという本論文の中核的な価値を損なうものではなく、完成度を高めるために求められるに過ぎない。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である山本明氏が博士（法学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和　５年　８月　３１日

審査委員　主査　　教　授　榊　素寛

教　授　行澤一人

日本大学教授　南　健悟